

請 願 文 書 表 (1 8 - 2 - その 1)

- 1 受理番号 請願第1号 平成30年5月22日受理
- 2 件 名 新井総合施設株式会社君津環境整備センター第Ⅲ期増設計画の安全に関する請願書
- 3 請 願 者 住 所 君津市俵田774
団体名 君津市小櫃南部土地改良区
氏 名 理事長 木 村 良 雄 外5

4 趣 旨

私たちは新井総合施設株式会社（以下、「新井総合」という）の第Ⅲ期増設計画における排水の水質悪化により御腹川が汚染されて被害がでることを危惧してまいりました。

さらに、万一処分場に漏洩が起きた場合には、地下水の汚染により、久留里地区を中心とする上総掘り自噴井戸群が汚染される可能性もあることを危惧してきました。

ところが新井総合は、千葉県に対し平成30年4月5日の文書で、「地層が異なっているも地下水が混ざり合うことを前提として、安全対策を検討すべきとのご意見をいただきました。」それにより「敷地境界の外側へ汚染を拡大させない対策を行うことが何よりも重要なことと考えております。」との新たな方針を出しました。

この発表に私たちは、大きな衝撃を受けました。なぜなら新井総合第Ⅲ期増設計画説明会で、一貫して「地層が違うため、万一処分場で事故があっても久留里の自噴井戸群の地下水に影響を与えない」と説明していたからです。この突然の根本的な変更は、なぜ行われたのでしょうか。

実は以前から、千葉県の審議会で専門家から次のように指摘されていたことが判明しました。

・「上下での水の交換が起きる。地層に沿って水が流れるわけではないので、帯水層が異なるので影響がないというのは、現在の地下水学の観点からは認められない見解である。」
(平成27年12月18日環境影響評価委員会会議録P4)

・「川の断面は一様ではなく、砂層と接する部分などがあるため必ず川の水から地下水へ涵養される分が出てくるはずである。表流水に放流したからと言って、地下水へ影響がないというのは専門的見地からは言えない。」
(平成26年9月22日環境影響評価委員会会議録P14)

さらに千葉県が千葉県議会環境生活警察常任委員会の委員に公表した文書の中で、

- ・久留里には自噴井戸が多いことから、地下水が上昇しようとする力が強いと考えられ、地層が異なっているも地下水が混ざり合う可能性が高い。
- ・したがって、処分場の地層と自噴井戸取水層の地層が同じか否かにかかわらず、万が一、処分場からの漏えいが生じ、敷地外へと汚染が広がってしまった場合には、久留里の自噴井戸の地下水が汚染される可能性も否定できない。

(平成29年8月25日第2回千葉県廃棄物処理施設設置等審議会)

つまり処分場から場外への漏洩があれば、久留里地区を中心とした上総掘り自噴井戸群が汚染される可能性がある、漏洩がなくとも御腹川の水質悪化が進めば、久留里や小櫃の上総掘り自噴井戸群も汚れる可能性がある、ということです。

これらの指摘があったことについて、私たちは新井総合及び千葉県から、一切説明を受けてきませんでした。これは非常に重大で深刻なことです。

地下水および表流水が汚染されれば取り返しの付かないことになります。

私たちは、安全で安心して暮らせるために下記の請願をいたします。

記

以下のことについて新井総合に実施させるよう、君津市議会として千葉県知事に意見書を提出して下さるよう請願いたします。

- ・新井総合の新たな方針が公表されたため、第Ⅲ期増設事業が久留里・小櫃地区の表流水・地下水・環境へどのような影響を与えるのか、私たちに対して詳細な説明をすること。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願します。

5 紹介議員 鴫田 剛、榎本 貞夫、三浦 章、高橋 明、
三浦 道雄

6 付託委員会 経済環境常任委員会